

保健総務課

保健総務課は、保健企画担当と地域医療担当の 2 チームがあり、主に保健企画担当では、保健所全体の庶務事務や旭川市保健所運営協議会の運営などを、地域医療担当は、夜間・休日の急病当番医など医療に関することを担当しています。

○保健企画担当

- ・ 保健所内の庶務事務
- ・ 旭川市保健所運営協議会に関する事
- ・ 保健統計調査に関する事
- ・ 保健衛生年報に関する事

○地域医療担当

- ・ 休日夜間急病診療対策及び休日等歯科診療対策に関する事
- ・ 在宅医療に関する事
- ・ 救急診療体制に関する事
- ・ 医療従事者等の免許・資格等に関する事
- ・ 医務・医療施設等に関する事
- ・ 薬事・薬局及び医薬品販売業等に関する事
- ・ 麻薬・毒物劇物等に関する事
- ・ 介護保険サービス（医療提供施設系）に関する事
- ・ 医療安全支援センターに関する事
- ・ 献血の推進に関する事

保健予防課

保健予防係

1 予防接種業務

予防接種法に基づき、個人の発病予防及び重症化の防止並びに集団での感染症まん延の予防を図るため、17 疾患の定期予防接種を実施。

A 類疾病

ロタウイルス感染症、B 型肝炎、ヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症、ジフテリア、破傷風、百日せき、急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、水痘、麻しん、風しん、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス感染症

B 類疾病

インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症、新型コロナウイルス

2 難病対策

- (1) 難病患者や家族に対する相談・支援等
- (2) 難病対策地域協議会の運営
- (3) 指定難病患者への特定医療費の支給に係る申請受付等

感染症対策係

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症の予防、患者に対する適切な医療の提供、まん延防止のために平常時・患者発生時の各状況に応じた対策を実施する。

1 感染症予防対策

発生動向調査、予防啓発、患者発生対応

2 結核予防対策

結核患者管理、各種健診、結核健診に係る補助金の支出

3 エイズ・性感染症予防対策

予防啓発、検査相談、協議会の開催

4 ウイルス性肝炎予防対策

予防啓発・検査相談

5 エキノコックス症予防対策

予防啓発、健康診断

6 新型コロナ対策

予防啓発、集団感染対応等

健康推進課の事業内容

(健康推進課長)

健康企画担当

- 1 がん対策に関すること
 - ・がん検診（胃・肺・大腸・乳・子宮）の実施、HPV 検査、20 歳のピロリ菌検査を実施、がん予防の普及啓発事業の実施
 - ・令和6年8月1日からアピアランスケア助成事業を実施
- 2 歯科保健に関すること
 - ・20～70 歳（10 歳刻み）及び妊産婦を対象に歯周病検診
 - ・令和6年10月1日から後期高齢者歯科健診を実施
 - ・幼児のむし歯予防としてフッ素洗口事業への補助を実施
 - ・その他、市民の口腔衛生意識の普及啓発を実施
- 3 健康づくり推進事業の企画・運営及び調整に関すること
 - ・第3次健康日本21 旭川計画及びスマートウエルネスあさひかわプランに基づく取組を推進
 - ・市民の健康づくりを後押しするため「あさひかわ健幸アプリ」を開発し令和6年4月から運用
 - ・医療関係団体などと市で構成する実行委員会により「あさひかわ健康まつり」を開催

こころの健康担当

- 1 精神保健及び精神障害福祉に関すること
 - ・保健師等によるこころの健康相談
 - ・精神保健関係機関と連携し精神保健に係る普及啓発事業の実施
 - ・ゲートキーパー研修、SOS の出し方等の精神保健出前講座
- 2 精神障害者の医療費助成に関すること
 - ・精神科病院に入院した精神障害者に入院医療費を一部助成

(地域健康づくり担当課長)

地域健康づくり担当

- 1 健康づくりの普及啓発に関すること
 - ・健康増進事業・・・地域と協働の健康づくり，職域の健康づくり，受動喫煙防止対策，熱中症予防対策など
 - ・成人保健事業・・・健康・食育出前講座，健康相談（化学物質過敏症，石綿健康相談等も含む），生活保護受給者健康診査など
- 2 国保特定保健指導に関すること
 - ・特定健診に基づく保健指導の実施など
- 3 栄養に関すること
 - ・食育推進計画の推進
 - ・食育の推進・・・出前講座，食生活改善地域講習会、離乳食教室，料理教室など
 - ・食生活改善推進員の育成
 - ・特定給食施設指導，食品表示に関する事など

衛生検査課の主な業務内容

1 生活衛生係

生活衛生水準の向上を図るため、監視指導計画に基づき、主に次の所管する施設に対する監視指導を行うほか、衛生団体の基盤強化及び自主管理体制の確立に向けた助言・支援等を行っています。また、衛生害虫の駆除に係る相談等も行っています。

- (1) 生活衛生関係の営業施設（理容所、美容所、興行場、旅館業、公衆浴場業、クリーニング所）
- (2) 墓地、納骨堂、火葬場
- (3) 化製場等
- (4) 温泉利用施設
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律における特定建築物
- (6) 専用水道等
- (7) 遊泳用プール

2 食品保健係

飲食物に起因する健康被害等の発生を防止するため、食品関係事業者等に対する監視指導等を実施しています。

- (1) 食品関係施設の監視指導／収去検査
食品の取扱いや衛生状態の確認のため、食品関係施設に立ち入り監視指導を行っています。また、流通食品の収去検査（抜き取り検査）を行い、細菌・添加物・残留農薬等の規格基準違反等がないことを確認しています。
- (2) 食中毒対応
令和5年度は、ノロウイルスを病因物質、仕出屋を原因施設とする食中毒が1件発生し行政処分を行いました。その他、カンピロバクター属菌による食中毒が3件、アニサキスを病因物質とする食中毒が2件発生しましたが、いずれも家庭内での発生であったり、原因施設の特定に至らなかった等の理由から行政処分は行っていません。
- (3) 食品等事業者及び市民に対する講習会の実施

3 試験検査係

感染症・食中毒等の微生物検査及び食品添加物、農薬、水質、室内空気中化学物質等の理化学検査を実施し安全な衛生環境の確保と公衆衛生の向上及び推進のための検査を実施しています。

- (1) 食中毒・感染症の行政検査
赤痢菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌等の細菌検査及び、ノロウイルス等のウイルス検査を実施しています。
- (2) 乳・乳製品・食品等の収去検査
食品衛生法に基づく収去検査を実施しています。
- (3) プール・浴槽水の行政検査
公衆浴場、プールなどの行政検査を実施しています。
- (4) 依頼検査
水道工事従事者、給食施設従事者等からの腸内細菌検査、食品製造業者等からの食品検査、一般住民・食品営業者等からの水質検査及び室内空気中化学物質検査等の依頼検査を実施しています。



旭川市動物愛護センター（あにまある）の概要

1 設置目的

動物の愛護及び適正な飼養等に関し普及啓発を図るとともに、人と動物が共生する社会の形成に寄与することを目的としています。

2 沿革

平成 12（2000）年 4 月、中核市への移行に伴い、保健所組織が旭川市へ移管。付随して動物愛護関連業務を市で担うこととなりました。当時、犬・猫の收容管理を行っていた「嵐山犬抑留所」は、老朽化が著しく広さ・設備も極めて不十分な状態にあり、適正な收容管理や譲渡事業が展開できる施設が必要であることから、建設候補地の調査を開始しました。

本市中心部であるものの周囲を官公庁等に囲まれ、住宅地から一定の距離を保ち、交通アクセスの良好な現在の場所を選定しました。

平成 22（2010）年度、基本・実施設計。平成 23（2011）年度、センター本体工事着手、事業計画等を策定し、愛称「あにまある」を公募により決定。平成 24（2012）年 9 月 3 日に開設しています。

3 主な業務内容

動物愛護センターは「命の大切さを伝える施設」、「動物にやさしい施設」、「人と動物の正しい関係を学べる施設」を基本コンセプトとして、適正・終生飼養に関わる飼い主責任等の普及啓発や、十分な收容期間を確保した中での動物の譲渡推進事業など、犬猫の殺処分を極力低減する施策に取り組んでいます。

（1）動物愛護・適正飼養の普及啓発

犬のしつけ教室など、犬猫の飼い方指導などを通して、動物の正しい飼い方や習性に対する指導及び助言を行います。

また、狂犬病予防法に基づく、鑑札や済票の交付を行い、毎年 1 回の予防注射の案内を発送しています。

（2）犬や猫の譲渡の推進

適正飼養講習会の開催や譲渡動物に関する情報の発信を行うとともに、やむを得ない理由で手放された犬・猫などの新しい飼い主探しを行います。

（3）負傷動物の保護・治療

怪我をした飼い主が不明の犬猫を保護し、当センターの獣医師が適切な治療を行います。

（4）收容動物の適正管理

收容動物の健康診断や各種検査を実施し、收容中の健康管理を行います。收容に当たっては、洗浄・猫エイズや猫白血病等の検査・治療・避妊去勢等を行い、可能な限り譲渡につなげるようにしています。

（5）ボランティア活動の支援

動物愛護ボランティア活動を行う市民が利用できる場所を開放し、市民の自主活動を支援します。

（6）その他の取り組み

- ・ 飼い主のいない猫の避妊去勢
- ・ ネズミ、衛生害虫及びスズメバチ等の駆除等に関すること
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に係る保健所内の支援

旭川市食肉衛生検査所

1 事業概要

食肉の安全性確保のため、と畜場法等の関係法令に基づき、次の事業を行う。

- (1) 牛・豚などのと畜検査
- (2) と畜場及び付帯施設の衛生監視・指導
- (3) と畜場の自主管理体制の向上
- (4) 感染症のまん延防止対策
- (5) 検査体制の充実強化
- (6) と畜場法に基づく許認可
- (7) と畜場の輸出認定への支援

2 組織及び主な分掌事務

＜精密検査係＞

- (1) 検査所の管理及び庶務に関すること。
- (2) 試験及び検査，調査研究に関すること。
- (3) と畜場及び食鳥処理場の衛生管理に関すること※1。
- (4) 関係機関及び団体との連携に係る企画及び調整に関すること。
- (5) 食肉衛生に係る職員研修に関すること。

＜食肉検査係＞

- (1) と畜場法に基づく許認可，と畜検査に関すること。
- (2) 食鳥処理事業規制法※2に基づく許認可，食鳥検査に関すること※1。
- (3) と畜場における食品衛生に関すること。
- (4) と畜場における食品表示に関すること。
- (5) と畜場における食品の輸出に関すること。

※1 認定小規模食鳥処理場を除く。

※2 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律